

令和二年二月五日提出
質問 第三二六号

東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問主意書

黒川弘務東京高検検事長（六十二歳）の定年が、半年間延長された旨報道されているが、本件に関し以下の通り質問する。

一 検察庁法第二十二條は、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する」とし、検事総長及び検察官の定年を定めている。検事総長及び検察官がこの定年を超えて勤務（以下「検察官の定年延長」という。）した例はあるのか。

二 検察官の定年延長の例があるのであれば、法令上の根拠規定は何だったか。

三 検察官の定年延長の例がこれまで無かったのであれば、今回、黒川弘務東京高検検事長の定年を延長したのはなぜか。またその法令上の根拠規定を示されたい。

四 国家公務員法第八十一條の三第一項は、「同項の規定にかかわらず」とある通り国家公務員の定年による退職を定めた同法第八十一條の二第二項の特例を定めたものであり、検察庁法第二十二條の特例を定めたものではないと解釈されるが、政府の見解を示されたい。

五 黒川弘務東京高検検事長の定年延長は、検察庁法違反ではないか、政府の見解を示されたい。

六 黒川弘務東京高検検事長の定年延長を閣議決定により行った理由について示されたい。

七 今回の閣議決定により定年延長された黒川弘務東京高検検事長を検事総長に任命することは、検察庁法第二十二條上、可能か。

右質問する。



令和二年二月十八日受領
答弁第三六号

内閣衆質二〇一第三六号

令和二年二月十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員奥野総一郎君提出東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

令和二年二月七日以前において、お尋ねの「例」については把握していない。

三から六までについて

黒川弘務検事長の勤務期間の延長は、検察庁における業務遂行上の必要性に基づくものであるところ、検察官も一般職の国家公務員であるから、一般職の国家公務員に適用される国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の三第一項の規定により、任命権者である内閣において閣議決定して行ったものである。

七について

検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九条第一項に定める資格を有し、かつ、国家公務員法第三十八条及び検察庁法第二十条に定める欠格事由に該当しない日本国籍を有する者については、年齢が六十五年に達していない限り、検事総長に任命することは可能である。

前例を踏襲するのは今回は私はやめるべきだという判断をいたしました。」と判断の考え方を答弁している。「総合的、俯瞰的な活動が求められる」という考え方は総合科学技術会議の「日本学術会議の在り方について最終まとめ」の一節と承知しているが、法令でもなく官報にも載っていないこうした報告書の一節を、法令と同等の任命基準とすることは問題ないのか。

六 近藤内閣法制局長官が答弁しているように「消極的拒否」ということであれば、学術会議法に基づく任命を拒否するには、「総合的、俯瞰的な活動」になっていないことや「既得権益」であることが具体的に示され、その者の任命が少なくともそうした状況をさらに悪化させるということが明確である必要があるのではないか。「総合的、俯瞰的な活動」になっていないことや「既得権益のようになっている」とは具体的にどのような状況をいうのか。またそうした状況に照らし、六名の任命が許容できないのか、考え方を示されたい。

七 十一月八日、共同通信は「首相官邸が日本学術会議の会員任命拒否問題で、会員候補六人が安全保障政策などを巡る政府方針への反対運動を先導する事態を懸念し、任命を見送る判断をしていたことが七日、分かった。安全保障関連法や特定秘密保護法に対する過去の言動を問題視した可能性がある。複数の政府

関係者が明らかにした」と報道している。一般論として質問するが「安全保障政策などを巡る政府方針への反対運動を先導する事態を懸念」を理由に推薦に基づく学術会議会員への任命を拒否することは、違法ではないか。

右質問する。